岸和田市緑地保全等審議会委員の公募に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例(平成17年条例第24号)及び岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例施行規則(平成17年規則第33号)に基づき、岸和田市緑地保全等審議会の委員の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(応募の資格)

- 第2条 公募による委員(以下「公募委員」という。)に応募しようとする者(以下 「応募者」という。)の資格については、次のいずれの条件にも該当する者とする。
 - (1) 18歳以上の方
 - (2) 市内在住・在勤・在学者の方
 - (3) 審議会に積極的に取り組む意欲のある方
 - (4) 本市の他の審議会等の委員となっていない方
 - (5) 本市市議会議員又は本市職員でない方
 - (6) 年3回程度の会議に出席できる方(会議は、基本的に平日の昼間に開催し、時間は1回2~3時間程度を予定)

(公募委員数及び任期)

- 第3条 公募委員数は、1名とする。
- 2 委員の任期は、委嘱の日から諮問事項に関する調査審議が終了した日まで(2年間程度)とする。

(応募方法)

- 第4条 応募者は、次に掲げる事項を記載のうえ、令和5年8月1日(火)から同月 31日(木)までの間(必着)に提出するものとする。
 - (1) 住所、氏名、ふりがな、生年月日、性別
 - (2) 連絡先電話番号
 - (3) 市外在住で在勤・在学の方は、勤務先・学校名、所在地
 - (4) 地域活動などの経験
 - (5) 800 字程度のレポート

(テーマ「①審議会への応募動機について」及び「②市内における公園・緑地の今後のあり方や緑化推進について考えていること」)

- 2 応募書類の提出方法は、次に掲げる方法のいずれかで行うものとする。
 - (1) 郵送又は持参 〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 岸和田市役所第2別館3階 水とみどり課
 - (2) ファクス 072-423-7239
 - (3) インターネット 岸和田市ホームページ応募専用フォーム
- 3 提出された応募書類は返却しないものとする。

(選考委員会の開催)

- 第5条 公募委員の選考にあたっては、選考委員会を開催する。
- 2 選考委員会は、建設部長、水とみどり課長、都市計画課長をもって構成する。
- 3 選考委員会の庶務は、建設部水とみどり課において、選考委員を除く職員が行う。

(選考方法及び選考基準)

- 第6条 公募委員の選考は、第4条第1項の規定により提出された応募書類により選 考委員会が決定するものとする。ただし、選考は応募者の氏名、住所の番地部分、 連絡先電話番号(市外在住で在勤・在学の方は、勤務先・学校名、所在地)を伏せ たものを使用するものとする。
- 2 選考は、別表1評価項目及び評価基準により応募書類を評価し決定する。
- 3 評価は、各選考委員が応募書類に評価項目ごとに1点から5点の整数で評価点を付し、応募者ごとの評価点の合計を算出する。(5項目×5点×選考委員3名=75点満点)
- 4 評価点の合計が最も高い応募者を公募委員として選考する。ただし、評価点の合計が満点の4割(30点)に満たない者は、選考しないものとする。

(選考結果の通知及び公表)

第7条 選考の結果については、合否に関わらず、応募者全員に通知するとともに、 公募委員として選ばれた者については氏名を市ホームページで公表する。(9月中 旬予定)

(公募委員の資格の喪失)

- 第8条 公募委員に次に掲げる事由が生じたときは、当該公募委員を解嘱する。
 - (1) 第2条に掲げる条件を満たさなくなったとき
 - (2) 心身の故障のため、委員の職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない状態に 陥ったとき
 - (3) 委員に必要な適格性を欠く行為や事実があったとき
 - (4) 本人から辞退の申出があったとき

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な 事項は、選考委員会が定める。

(施行期日)

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

(要領の失効)

この要領は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。

別表1 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準
動機・意欲	明確な志望動機を持って積極的に参画する意欲や熱意が見られる
	か。
論点整理	テーマに沿って考えが整理されており、分かりやすい文章展開がさ
	れているか。
社会的知識	社会状況や本市の状況に関心を持ち、理解しているか。
地域市民性	本市市民の視点から、建設的な意見を述べているか。
経験•委員適	これまでの活動内容や実体験に関する記述から、審議会委員として
格性	ふさわしい経験を有しており、また審議会委員としての責務を自覚
	し、公平公正な考えを有しているか。